

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 中国知的財産情報メールマガジン統合に関するお知らせ

日頃より、JETRO メールマガジンをご利用いただきありがとうございます。

これまで、中国における知的財産権情報に関するメールマガジンとして、「China IP Newsletter」（発行元：JETRO 北京事務所）、「ジェトロ上海・IP Newsletter」（同：JETRO 上海事務所）、「ジェトロ広州・IP Newsletter」（同：JETRO 広州事務所）を配信しておりましたが、2013年4月以降は、各事務所のメールマガジンを統合の上、「CHINA IP Newsletter」として配信いたします。

JETRO 北京／上海／広州事務所発行のいずれかのメールマガジンをご利用いただいていたユーザー様におかれましては、統合後の「CHINA IP Newsletter」をご利用いただくにあたり、特段の手続きをいただく必要はございません。

統合後の「CHINA IP Newsletter」は、毎月1～2回の頻度で配信いたします。

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 最高裁、特許紛争の管轄裁判所に下部裁判所を指定可能に（最高人民法院公式サイト 2013年4月14日）
2. 「貴州省専利条例」制定作業が始動、2014年審議を目指す（国家知識産権網 2013年4月11日）
3. 「電信・インターネットユーザー情報保護規定」、来月15日までパブコメ（国务院法制弁公室公式サイト 2013年4月10日）
4. 事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定、意見募集開始（商務部公式サイト 2013年4月3日）

○ 中央政府の動き

1. 国家工商総局、「傍名牌」事例分析会を開催（工商総局公式サイト 2013年4月17日）
2. 専利復審委員会、2012年度10大案件を発表（国家知識産権網 2013年4月15日）
3. 中国とインドネシア、知的財産権協力で覚書締結（中国知識産権资讯网 2013年4月15日）
4. 国务院「意見」、権利侵害模倣品摘発の担当部署を確定（中国保護知識産権網 2013年4月11日）
5. 科技部、ビル・ゲイツ財団と農業科学技術イノベーションで提携を深化（科学技術部公式サイト 2013年4月11日）
6. 国家知識産権局、中国特許検索システムのスペイン語版を新設（国家知識産権網 2013年4月7日）

7. 李克強國務院総理、厳正なルールと知的財産権保護を強調(中国保護知識産権網 2013年4月2日)
8. 国家知識産権局、4月から法執行特別行動「護衛」を実施(国家知識産権網 2013年4月1日)

○ 地方政府の動き

1. 重慶、ネットショップ経営者の情報を公開、偽物販売者特定を容易に(工商総局公式サイト 2013年4月18日)
2. 北京市知識産権局、優秀な知的財産権資源を海澱区に集中させる方針(国家知識産権網 2013年4月12日)
3. 華東地域の特許権侵害判断専門家バンクを構築、年内運用を目指す(国家知識産権網 2013年4月1日)
4. 湖南省、知的財産権高度人材の育成を推進、今年的重要活動に(国家知識産権網 2013年3月31日)
5. 浙江省、工業デザイン分野の知的財産権活動を強化、「意見」打ち出し(国家知識産権網 2013年3月28日)

○ 司法関連の動き

1. 広東省、摘発情報の共有プラットフォーム構築、行政・司法の関係をいっそう改善(最高人民検察院公式サイト 2013年4月7日)
2. 北京高裁と市知識産権局、知的財産権保護で協力協定締結(最高人民法院公式サイト 2013年3月29日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 北京市、世界著名ブランドの模倣品を取り締まる特別行動を実施(工商総局公式サイト 2013年4月18日)
2. 江蘇塩城市知識産権局と公安局、権利侵害摘発で連携強化(国家知識産権網 2013年4月15日)
3. 山西省で「護衛」行動を始動、家電市場などで法執行実施(中国保護知識産権網 2013年4月11日)
4. 欧州ワイン大手、中国での模倣品摘発に巨額投入(国家質検総局公式サイト 2013年4月11日)
5. 江蘇省と浙江省の6都市、著名商号保護の連動体制を構築(国家工商管理総局公式サイト 2013年4月7日)
6. 貴州省知的財産権保護支援センター、商品フェアの現場で執務(国家知識産権網 2013年4月3日)
7. 湖北知財保護支援センター、権利侵害情報のオンライン通報を実現(国家知識産権網 2013年3月28日)

○ 統計関連

1. 中国科学院、特許で新興産業を支援、昨年に387件出願(国家知識産権網 2013年4月2日)
2. 林業植物新品種の出願が千件突破、登録が500件(国家知識産権網 2013年3月31日)

3. 増加し続ける知的財産権担保融資、昨年は約 380 億元 (国家知識産権網 2013 年 3 月 29 日)

○ その他知財関連

1. 福建省、51 校で知的財産権普及パイロット事業が終了、全て目標達成 (国家知識産権網 2013 年 4 月 15 日)
2. 産業グレードアップ研究報告、「知的財産権立国」への転換期だと指摘 (中国知識産権資訊網 2013 年 4 月 8 日)

=====

【ニュース本文】

○ 法律・法規等

★★★1. 最高裁、特許紛争の管轄裁判所に下部裁判所を指定可能に★★★

最高人民法院 (最高裁判所) は 4 月 14 日、2001 年発布の「最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」を改正するための司法解釈を公式サイトで公布した。4 月 15 日より発効する。

同司法解釈の題名は「最高人民法院の『最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』の改正に関する決定」。元「若干規定」の第 2 条に「最高人民法院は実際の状況を踏まえて下部人民法院を指定して専利紛争第一審案件を管轄させることができる」との 1 項を新規追加する内容となっている。

国内裁判所が 1985 年から専利 (特許、実用新案、意匠を含む) をめぐる裁判業務を始めた当初から、最高裁は各省、自治区、直轄市の中級人民法院を管轄裁判所として直接に指定し、又は地方の高級人民法院を通じて指定するようになってきた。2001 年 6 月 22 日に公布された「最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」は第 2 条で法律として明記している。しかし、有効特許件数と権利侵害事件が増加し続けているなか、権利者の司法保護に対する需要が高まっている。こうした背景に、最高裁は 2009 年から試行事業として、浙江省義烏市人民法院、江蘇省昆山市人民法院、北京市海澱区人民法院を実用新案と意匠関連紛争の管轄裁判所に指定した。試行事業で 3 裁判所の管轄地域における知的財産権司法保護の環境が改善され、良好な効果を収めたという。(出典: 最高人民法院公式サイト 2013 年 4 月 14 日)

★★★2. 「貴州省専利条例」制定作業が始動、2014 年審議を目指す★★★

「貴州省専利条例」の作成を担当する起草活動グループはこのほど、貴陽市で第 1 回全体会合を開き、立法作業の加速などについて討議した。

会議では今まで進められてきた「貴州省専利保護条例」の改正作業について、修正が必要な箇所が多いため、改正作業に代わって「貴州省専利条例」を新規作成することを決定。起草活動グループは地方法規の新規作成手続きに基づき、「貴州省専利条例」原案の作成作業を急ぎ、立法に必要な調査研究活動などを進めて、省人民代表大会の 2014 年の審議計画に盛り込まれるよう努めることとしている。

「貴州省専利保護条例」は 2003 年 7 月 26 日に省人民代表大会常務委員会で採択され、同 9 月 1 日より施行された。10 年間で貴州省の経済が急速に発展し、専利出願・登録件数も急増したため、改正を迫られている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 4 月 11 日)

★★★3. 「電信・インターネットユーザー情報保護規定」、来月 15 日までパブコメ★★★

ネットワーク情報セキュリティの保護を徹底し、ネット上の誠実・信用体系を構築することを目指して工業・情報化部が打ち出す予定の一連の規定の 1 つとなる「電信・インターネットユーザー個人情報保護規定」の意見募集稿は 4 月 10 日、同部により公表された。

意見募集稿では、電気通信事業者、インターネット情報サービス提供者にユーザーの苦情を受け付ける体制を構築し、ユーザーの苦情を受け付けてから 15 日以内に返答しなければならないなど旨の内容が盛り込まれている。違反者には電信管理機関が警告を与え、過料を科すことができる。

意見募集稿は 5 月 15 日までパブリックコメントを実施する。意見やアドバイスは以下の方法で提出することができる。

▽中国政府法制情報網 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスし、オンラインで提出。

▽工業・情報化部公式サイト (www.miit.gov.cn) にアクセスし、オンラインで提出。

▽郵送：北京市海澱区万寿路 27 号 工業・情報化部政策法規司。郵便番号：100846

▽電子メール：wanglinshan@mofcom.gov.cn。

(出典：國務院法制弁公室公式サイト 2013 年 4 月 10 日)

★★★4. 事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定、意見募集開始★★★

商務部は 4 月 3 日、「事業者結合に係る簡易案件の適用基準に関する暫定規定」の意見募集稿を発表し、一般向け意見募集を始めた。

商務部反独占局の関係責任者によると、「暫定規定」では明らかに競争性の無い 6 種類の事業者結合案件について簡易案件として簡易手続きを適用し、快速な審査を行なうとしている。競争妨害の懸念のある案件に人的資源や物的資源を集中し、審査効率の向上、企業の負担軽減に努めるのが狙い。

意見募集の締切日は 2013 年 5 月 2 日。以下の方法で提出することができる。

▽商務部公式サイト (<http://www.mofcom.gov.cn>) にアクセスし、オンラインで提出する。

▽電子メールで提出する。アドレスは wanglinshan@mofcom.gov.cn。

▽郵送先：北京市東長安街 2 号商務部反独占局。郵便番号：100731

(出典：商務部公式サイト 2013 年 4 月 3 日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家工商総局、「傍名牌」事例分析会を開催★★★

国家工商行政管理総局は 4 月 11 日、「傍名牌（有名ブランドの便乗使用）」摘発特別行動の手配を兼ねて法執行事例についての分析会を開催した。北京や山西、浙江、江蘇など 12 省・直轄市の工商局の責任者が出席し、予想される「傍名牌」摘発の実務上の課題について討議した。

国家工商総局は今年 4 月 1 日より「傍名牌」摘発の特別行動を全国で始動させた。6 月 30 日までに実施する予定。家電製品、日用品、建材などの商品とインターネットに係わ

る「傍名牌」の摘発が重点とされる。

会議で「傍名牌」の法執行基準について議論を交わした。他人の知名商標を商号に使用する行為に対し、「商標法」や「不正競争防止法」、「企業名称登記管理規定」には何れも明確な規定がないため、法執行担当官は基準の適用に迷っている。「不正競争防止法を改正し、『傍名牌』行為の定義などを明記する必要がある」と江蘇省工商局公平交易局の責任者が指摘している。

北京市工商局の経験が参会者らの賛同を得た。北京市は法律や司法解釈の関連規定をまとめて「傍名牌」案件を指導する意見を作成したほか、裁判所との法執行提携メカニズムを確立しているという。

(出典：工商総局公式サイト 2013年4月17日)

★★★2. 専利復審委員会、2012年度10大案件を発表★★★

国家知識産権局の専利復審委員会（審判部）はこのほど、2012年度10大案件を発表した。安徽江淮汽車と日本三菱自動車工業株式会社間の特許無効審判、広汽トヨタと深セン賽格間の特許無効審判、上海飛科電器とロイヤルフィリップスエレクトロニクス間のシェーバー特許無効審判などが含まれる。

10大案件は特許、実用新案、意匠の3種類権利に係わる特許無効審判請求や拒絶査定不服審判で、▽巨額賠償金が請求される権利侵害訴訟に伴う、▽関連業界、産業に重大な影響を及ぼす、▽重要な又は困難な法律問題に伴う—などの理由で選ばれた。

この中に安徽江淮汽車が三菱自動車の特許5件について申し立てた無効審判は、双方は何れも有名な自動車メーカーで巨額な損害賠償訴訟に伴うため、専利復審委員会では5人合議チームを設置して審理に当たった。3件について一部無効とし、2件について権利を維持する審決が出された。

(出典：国家知識産権網 2013年4月15日)

★★★3. 中国とインドネシア、知的財産権協力で覚書締結★★★

国家知識産権局の田力普局長は4月9日、インドネシア法務人権大臣アミル・シャムスディン氏率いる知的財産権代表団と会見した。双方は会見後、「中国国家知識産権局とインドネシア法務人権省の知的財産権保護に関する協力覚書」に署名した。

田局長は会見で、知的財産権制度が工業国の偉大なる発明で人類の知恵の結晶でもあると評価するうえ、「先進国で生まれた知的財産権制度は発展途上国の発展をサポートし、途上国間の協力を促進することもできる」とし、2009年に締結した「中国 ASEAN 知的財産権分野協力覚書」の枠組みの下で中国と ASEAN 各国、特にインドネシアと展開した知的財産権協力を高く評価した。また、インドネシアの知的財産権法整備で収めた成果に祝賀の意を示し、双方が協力をいっそう深め、経験を共有してほしいと語った。

アミル・シャムスディン氏は、中国の国家知的財産権戦略の実施徹底と国民の知的財産権意識の向上などに賞賛の意を示し、イノベーションと知的財産権の保護で中国の打ち出した措置を学びたいと話した。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年4月15日)

★★★4. 国務院「意見」、権利侵害模倣品摘発の担当部署を確定★★★

中国中央政府の公式サイト、中国政府網 (<http://www.gov.cn>) でこのほど、『政府活動報告』と国務院第1回全体会議の重点活動に関する部門分担の実施を徹底するための国務院の意見』を発表し、国家知的財産権局などが知的財産権侵害・模倣品製造販売の摘発

の担当部署であることを明らかにした。

「意見」によると、知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発を一層強化し、正規版ソフトウェアの使用を担保する長期体制を徹底し、年末までに市・県レベルの政府機関によるソフトウェア正規版化作業の完成を確保するなどの活動は、全国の知的財産権侵害・模倣品摘発指導グループ弁公室と国家知識産権局、国家新聞出版広電総局、工商総局などが担当する。

「意見」では、2013年度は今期政府の最初の年で第十二期五ヵ年計画を実施するうえの重要な1年でもあるとし、各部門に対して「政府活動報告」と国務院第1回会議で決定された業務分担を真摯に実施し、各任務を確実に達成するよう求めた。

(出典：中国保護知識産権網 2013年4月11日)

★★★5. 科技部、ビル・ゲイツ財団と農業科学技術イノベーションで提携を深化★★★

ビル&メリンダ・ゲイツ財団は中国の科学技術部と戦略的協力パートナー関係を結び、現在は創造的で経済的に合理的なソリューションの共同研究開発を進めていることがわかった。科学技術部の張来武副部長はボアオ・アジアフォーラム2013年年次総会で、「2013年、ビル&メリンダ・ゲイツ財団と、科学研究プロジェクト、基金、農業科学技術イノベーションなどをめぐり、積極的に提携していく」と表明した。

科技部とビル&メリンダ・ゲイツ財団は2011年に戦略提携覚書に署名し、科学技術の進歩による世界農業の持続可能な発展、発展途上国の貧困問題の解決、世界健康発展の促進に取り組んできた。

ゲイツ氏によると、中国で「先端の科学技術によって重大な問題を解決できると信じる人」に数多く出会い、中国の傑出した科学者がこれから世界の発展に偉大な貢献をするであろうことを確信したという。ゲイツ氏は、「イノベーションによる飢餓・貧困対策の推進において、中国という台頭する国家は重要な役割を果たすことができる。中国は現代農業および世界の健康の関連分野で、科学技術および人材の優位を持っている」と述べ、張部長の「優秀な科学者は、世界の貧困解決に多くの貢献ができる」という意見に同調した。

中国科学技術部とビル&メリンダ・ゲイツ財団の提携構造とその方式は、近年イノベーションを続けている。双方は連合業務委員会を設立し、さらに「提携プロジェクトバンク」により科学技術資源を統合し、提携の効率を高めている。

(出典：科学技術部公式サイト 2013年4月11日)

★★★6. 国家知識産権局、中国特許検索システムのスペイン語版を新設★★★

昨年4月27日に運用開始された国家知識産権局の中国特許検索システムは、同11月29日に英語版の検索画面を打ち出したのに続き、今年3月29日にスペイン語版の検索画面の運用を始めた。

国家知識産権局の開発した中国特許検索システムは開通されて以来、適時なデータ更新、改善されつつある機能、安定的な運用で国内外のユーザーから高い関心、評価を受けている。新たに導入されたスペイン語検索画面によりユーザー範囲の一層の拡大が期待される。

国家知識産権局は今後、特許検索システムに日本語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語などの検索画面も導入する予定で、当面は開発を進めているところだという。

(出典：国家知識産権網 2013年4月7日)

★★★7. 李克強國務院総理、厳正なルールと知的財産権保護を強調★★★

北京の人民大会堂でこのほど開催された中国発展サミット 2013 年会に出席した国务院の李克強総理は、外国参会者との会談で中国の投資環境を言及し、ルールを厳正に守ることや知的財産権、営業秘密を保護することを強調した。

李総理は中国の発展には国際協力が必要不可欠だと指摘し、政府としては公平競争の市場環境を提供し、ルールを厳正に守り、知的財産権と営業秘密を保護すべきだと強調した。また、外資系企業と中国企業は国内市場で平等に競い合えるだけでなく、相互提携して第三者市場を開拓することも可能であるとの考えも示した。

このほか、李総理は経済の持続的で健全な発展を実現するために、内需拡大に立脚し、都市化という最大の内需の潜在力を徐々に放出するとともに、イノベーションで発展を駆動し、サービス業の整備と経済発展の質・効果の向上に取り組む必要があると指摘した。

(出典：中国保護知識産権網 2013 年 4 月 2 日)

★★★8. 国家知識産権局、4 月から法執行特別行動「護衛」を実施★★★

国家知識産権局が先日発表した「専利行政法執行能力向上プロジェクト・プラン」に基づき、同局は今年第 2、第 3 四半期に全国で知的財産権法執行の「護衛」特別行動を実施することを決めた。特別行動の実施に合わせて各地方の知識産権局の設置するホットラインの電話番号は近く、国家知識産権局の公式サイトに掲載される予定。

特別行動において各地の知識産権局は、現地の実情を踏まえて▽集中検査、集中摘発の実施、▽専利侵害紛争の調停と専利詐称の取締の強化、▽法執行の効率化、▽特別行動進捗状況の公開—に力を入れることが求められる。国家知識産権局では「護衛」特別行動の推進に尽力し、業務指導や研修訓練を強化することにしている。

国家知識産権局はまた、地方の知識産権局の活動プランを踏まえて、一部の地方を選んで重点的に支援を行なうとしている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 4 月 1 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 重慶、ネットショップ経営者の情報を公開、偽物販売者特定を容易に★★★

インターネットで偽物を誤って購入したが、経営者の身分が分からないため通報もできない、ということに多くの消費者が悩まされている。偽物取引の温床とも言われるネットショップへの監視・管理を強化するために、重慶市工商局は経営者の身分情報などを調べられるオンラインシステムの試験的導入に乗り出した。

国の指定した「電子商取引誠実信用サービスパイロット事業」の参加機関の 1 つである重慶市工商局は、同システムを全国で初めて開発した。消費者はネットショップのウェブページにある工商局ロゴをクリックするだけで、経営者の住所、法定代表者、経営範囲、営業許可期限などを簡単に調べることができる。全てのデータは工商当局のデータベースにより提供される。消費者が安心してショッピングできるようにするとともに経営者の自律を促し、オンライン取引への監視管理の強化につながる効果も期待される。

重慶市工商局は今後、同システムの更なる改善を図り、2014 年までに市の全ての大型ショッピングサイトで普及させる方針だ。

(出典：工商総局公式サイト 2013 年 4 月 18 日)

★★★2. 北京市知識産権局、優秀な知的財産権資源を海澱区に集中させる方針★★★

北京市知識産権局と海澱区人民政府は4月2日、知的財産権サービスストリートを含めた知的財産権コアエリアの共同建設で合意し、協力枠組み協定を締結した。全国のイノベーションの中心地を目指す北京市のコアエリアとして、海澱区において、最も優秀な知的財産権資源を集中し、イノベーションを駆動力とする発展戦略などの実施に注力することとなる。

枠組み協定によると、北京市海澱区は▽企業を中心とする産学研一体の共同技術イノベーション体系の構築、▽戦略的新興産業群の育成、▽中関村科学シティーをはじめとする3大機能エリアの知的財産権総合力の向上、▽イノベーション駆動、特許牽引、環境改善と言った3大計画と9大プロジェクトの実施、▽知的財産権サービスストリアートの建設-などを通じて、コアエリアとしての知的財産権総合運用能力の全面的向上、イノベーション潜在能力の開発に取り組むことにしている。2013年から2015年までの特許登録件数の年平均増加率が20%、2015年末までに特許登録件数が1万8000件に達することを目指す。

今後、北京市知識産権局は北京市の優秀な知的財産権資源を海澱区に集中させ、海澱区の知的財産権総合運用レベルの向上を支援する方針だ。同局の関係責任者が明らかにした。

(出典：国家知識産権網 2013年4月12日)

★★★3. 華東地域の特許権侵害判断専門家バンクを構築、年内運用を目指す★★★

江蘇省知識産権局はこのほど、「特許権侵害判断コンサルティング専門家バンクのメンバーの推薦に関する通達」を出し、華東地域における6省1市(上海市)をカバーする特許権侵害判断コンサルティング専門家バンクの登録候補者を募集し始め、構築作業を正式に始動させた。

江蘇省知識産権局と国家知識産権局は、同地域における特許権侵害判断コンサルティング専門家バンクの構築に関する協定を締結している。この専門家バンクには技術、法律分野の専門家106名、意匠分野の専門家10名を含む116名が招聘される予定。登録候補者には関連分野の専門技術、学歴が求められる。省知識産権局で各地方の推薦した候補者について審査を行ない、登録を決定した場合、3年任期の任命書を交付する。

専門家バンクは4月中に構築作業が終了し、年内に運用を開始することを目指す。

(出典：国家知識産権網 2013年4月1日)

★★★4. 湖南省、知的財産権高度人材の育成を推進、今年的重要活動に★★★

湖南省はこのほど、「湖南省2013年人材活動要点」を発表し、知的財産権分野の高度人材の育成を急ぐ方針を明らかにした。

同「要点」は、「湖南省知的財産権人材発展計画(2011-2020年)」の実施を徹底し、知的財産権管理、仲介サービスの人材の育成に力を入れることを求めるとともに、大学による知的財産権関連学科の設置や、研修機構、業界組織による知的財産権人材の育成を奨励するとしている。

湖南省は今年、人材発展を優先する戦略を確立し、地元人材の育成を加速させ、科学研究・生産の現場に人材が流れ込むように指導を強化する方針だ。

(出典：国家知識産権網 2013年3月31日)

★★★5. 浙江省、工業デザイン分野の知的財産権活動を強化、「意見」打ち出し★★★

浙江省知識産権局はこのほど、「特色ある工業デザイン基地における知的財産権活動の

強化に関する意見」を打ち出した。浙江省の工業デザイン基地の知的財産権活動の実情を踏まえた、工業デザイン分野の知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の向上についての意見が盛り込まれている。

「意見」では「イノベーション要素の集積を促し、知的財産権戦略を作成・実施し、知的財産権管理の標準化を進めることなどにより、工業デザイン分野の知的財産権の創造を励ます」としたうえで、▽工業デザイン業界協会の役割を果たせて、工業デザイン特許連盟の設立を働きかけるなどをして知的財産権の競争優位性を築き、▽インターネット上の技術取引プラットフォームを活用したり、マッチング会を開催したりするなど、工業デザイン知的財産権の移転を促す一の方針を掲げた。工業デザイン分野における知的財産権の啓蒙普及、政策的支援の強化に関する内容も盛り込まれている。

このほか、「意見」は行政法執行の重要業務として工業デザイン知的財産権の保護に取り組み、条件を備えた地域で知的財産権苦情通報センターを設立することを求めた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 3 月 28 日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 広東省、摘発情報の共有プラットフォーム構築、行政・司法の関係をいっそう改善★★★

広東省の各検察機関は 2012 年に模倣品製造販売の犯罪事件 822 件で容疑者 1597 人、知的財産権侵害事件 1917 件で容疑者 3396 人を逮捕した。また、模倣品製造販売犯罪の容疑で 980 事件、容疑者 2015 人、知的財産権侵害犯罪の容疑で 2122 事件、容疑者 3689 人を起訴した。広東省人民検察院が 4 月 7 日、明らかにした。

広東省人民検察院の呉明来・偵査監督処長によると、司法機関に移送された知的財産権侵害の犯罪事件からみれば、運輸・倉庫など中間流通業者に係るものがほとんどで、模倣品の源となる犯罪者の摘発は少なかった。また、司法機関に事件を移送するか否かの基準に対する認識の違いで、一部の行政機関では適当に事件を移送しなかった。

「今後は行政・司法の関係をいっそう改善し、模倣品製造販売・知的財産権侵害の犯罪事件の摘発をさらに強化する」と呉処長が語る。これに向け、広東省は 6 月までに省レベルの、9 月末までに市、県レベルの情報共有プラットフォームを整備し、年末までに省内で行政、公安、監察、検察機関間の情報共有と事件のオンライン移送、受理、監視を実現する方針を固めたという。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2013 年 4 月 7 日)

★★★2. 北京高裁と市知識産権局、知的財産権保護で協力協定締結★★★

北京市高級人民法院（高裁）と北京市知識産権局は 3 月 28 日、協議メカニズムの整備や情報共有メカニズムの改善、司法調停委託業務の強化、業務交流の展開、知的財産権法治環境の構築などで提携することに合意し、協力協定を締結した。市高裁の吉羅洪副院長と市知識産権局の付曉輝副局長が出席し、協力協定に署名した。

市知識産権局は近年、知的財産権保護の法体系の構築、統括協調体系の改善、保護防御体系の整備を中心とする首都知的財産権保護プロジェクトを進め、知的財産権保護の特別行動を毎年実施するなど、目覚ましい成果を遂げている。市高裁は知的財産権裁判の職能を発揮し、知的財産権をめぐる様々な紛争事件の審理を成功裏に終えた。今回の協力協定締結により、これまで双方が実施してきた提携事業は、情報交流、紛争調停、研修訓練などの面で一層深めることができ、北京市の知的財産権の法治環境、文化環境の構築を促すことが期待される。

吉羅洪副院長は今回の協力協定について、「これにより首都の知的財産権保護活動は新しい段階に入る」と話し、双方が提携を確実に進めることは首都知的財産権戦略の実施、市の経済発展に寄与するだろうとの認識を示した。

(出典：最高人民法院公式サイト 2013年3月29日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 北京市、世界著名ブランドの模倣品を取り締まる特別行動を実施★★★

北京市工商局は今年、世界著名ブランドの模倣品の製造販売を取り締まる特別行動を実施する。市工商局の孫考利・商標処長がこのほど開かれた記者会見で明らかにした。

北京市は昨年、専利（特許、実用新案、意匠を含む）、商標、著作権の出願・登録件数が増加傾向を続けたとともに、裁判所で知的財産権民事、行政事件1万1305件を受理し、公安部門で知的財産権をめぐる犯罪事件1729件、模倣品3億元相当を摘発したなど、知的財産権の保護で目覚ましい成果を上げている。各行政当局と司法機関は今年に、知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発を引き続き推し進める予定。

孫処長によると、商標分野では、企業の商標運用・保護の意識はまだ十分とは言えず、一部の市場で世界著名ブランドの模倣品が出回っているなどの課題が直面している。工商当局は今年の重要業務の1つとして、世界著名ブランドの模倣品の製造販売を取り締まる特別行動を実施し、アパレル、靴、電子製品に重点をおいて法執行を強化する方針を固めたという。

(出典：工商総局公式サイト 2013年4月18日)

★★★2. 江蘇塩城市知識産権局と公安局、権利侵害摘発で連携強化★★★

江蘇省塩城市の知識産権局と公安局は4月11日、行政法執行と刑事調査の連携協力に関する協定書を締結し、知的財産権保護で相互に支援し合うことで合意した。

協定には双方の協力関係とそれぞれの責任・義務が明記されている。▽法執行連絡制度の作成・実施や▽部門間協力・情報共有メカニズムの構築、▽知的財産権侵害犯罪の疑いがある事件の共同調査・処罰、▽知的財産権保護協力メカニズムの整備などに関する内容が盛り込まれている。

国家知識産権局による「専利行政法執行活動の強化に関する決定」と「江蘇省専利行政法執行推進計画」を徹底するために、市知識産権局と公安局が締結したこの協定書は、緊密で相互に支援し合う法執行活動で、知的財産権をめぐる違法犯罪の摘発と市場秩序の擁護に共同で取り組むのが狙いとされる。

(出典：国家知識産権網 2013年4月15日)

★★★3. 山西省で「護衛」行動を始動、家電市場などで法執行実施★★★

山西省長治市知的財産権弁公室と市公安局経済調査支隊はこのほど、長治市で専利行政法執行を共同で実施した。これにより、山西省の2013年度に実施する知的財産権保護の「護衛」特別行動が幕を切って落とした。

法執行担当官はスーパーマーケットや家電市場などに対して検査を実施した。特許や実用新案、意匠の標識を商品に不正に使用し、または標識を正しく使用しなかった一部の経営者には是正を命じたうえ、商品をめぐる知的財産権管理業務について関係責任者にアドバイスを与えた。

山西省は知的財産権の保護をいっそう推進するために、4月1日に「2013年山西省知的財産権法執行・権利保護「護衛」特別行動計画」を発布した。市民の生活に係る商品や重

大プロジェクト、競争力のある産業に重点を置いて、大型物流施設や展示会を中心に法執行や啓蒙普及を展開する予定。

(出典：中国保護知識産権網 2013年4月11日)

★★★4. 欧州ワイン大手、中国での模倣品摘発に巨額投入★★★

フランス最大手のワインメーカー、カステル (CASTEL) 社はこのほど北京で、同社製品に使用されていた中国語社名「カステル」に代わって、「カ思黛樂」を新しい中国語商標と中国語社名として起用することを発表した。輸入ワイン市場における同社製品の模倣品氾濫に歯止めをかけるために、巨額の資金を投入し、ワインボトルに偽造防止技術を使用するなどの措置を講じることもわかった。

カステル社は、中国市場で同社商標を完全に模倣した偽物のほかに、「CASTRE」や「CASITE」など類似の表示を使用して消費者に誤認させる商品が出回っているのに頭を悩ませてきた。

同社責任者によると、フランスにある総本部が巨額の資金でドイツから導入したこの偽造防止技術は、最先端セキュリティー技術を詰め込んだ二次元コードを携帯電話で識別し、真贋を判定することができる。

(出典：国家質検総局公式サイト 2013年4月11日)

★★★5. 江蘇省と浙江省の6都市、著名商号保護の連動体制を構築★★★

江蘇省南京市、蘇州市、無錫市と浙江省嘉興市、湖州市の工商局は4月1日、著名商標を保護する連動体制を発足させた。企業の知的財産権の保護における地域間の連動を強化し、「傍名牌」(有名ブランドの便乗使用)を効果的に防ぐのが狙い。第一陣保護リストに載せられた企業には江蘇省企業20社、浙江省企業10社が含まれる。

両省の関係都市は昨年9月に有名商号保護連動体制の構築で合意し、地域を跨ぐ共同行動を実施する旨の協力協定を締結した。今年3月に南京、蘇州、無錫、嘉興、湖州の5都市が第一陣リストとして企業30社を選定した。保護期間は3年。

4月1日より保護リストに載せられている商号と同一又は類似の企業名称について協定を締結した各都市の工商当局はその企業登記を認めないことになる。

(出典：国家工商管理総局公式サイト 2013年4月7日)

★★★6. 貴州省知的財産権保護支援センター、商品フェアの現場で執務★★★

貴州省知的財産権保護支援センターは、このほど開幕した「2013年広東商品ディスプレイフェア」に担当官を派遣し、商品フェアの現場で専利(特許、実用新案、意匠を含む)をめぐる法執行業務や知的財産権法律法規の啓蒙普及を実施した。

展示会現場での執務活動の実施は、貴州省で催される展示会において知的財産権の保護を強化し、権利者を含めた一般市民により良いコンサルティング、苦情通報のサービスを提供するのが狙いとされる。

展示館の入り口に設置された知的財産権コンサルティングカウンターで出展者や見学者に知的財産権保護に関するコンサルティングサービスを提供し、苦情通報を受け付けた。フェア開催期間中に300点以上の宣伝資料を配布したほか、苦情・通報3件を受理し、専利詐称事件3件を取り締まった。

(出典：国家知識産権網 2013年4月3日)

★★★7. 湖北知財保護支援センター、権利侵害情報のオンライン通報を実現★★★

中国（湖北）知的財産権保護支援センターの公式ウェブサイト（<http://www.hb12330.com/>）はこのほど、正式に開通した。模倣品関連の情報提供や被害に遭った場合の相談などが、オンラインで即時にできるようになる。

ウェブサイトはセンター概要、政策法規、記事動態、通報クレーム、保護支援、公示公告の6部分からなる。規範化、簡素化でユーザーに優しい理念に基づき、知的財産権の保護支援を中心に構築された。センターの職能を生かせ、権利者や一般の人々により規範的で便利なサービスを提供するのを目指す。

ウェブサイトの開通により知的財産権保護支援業務の効率向上とオンライン通報の活用、通報ホットライン12330の影響強化に繋がることが期待される。

（出典：国家知識産権網 2013年3月28日）

○ 統計関連

★★★1. 中国科学院、特許で新興産業を支援、昨年に387件出願★★★

中国科学院（科学アカデミー）は特許の創造・実施で新興産業の発展をサポートすることに注力し、目覚ましい成果を遂げている。昨年に229の重点プロジェクトで特許出願387件を出し、実施されている75の重点プロジェクトで売上高29億元、税込み利益5億6000万元を上げた。

中国科学院の責任者によると、同院は近年、特許の質の向上を重視し、特許を以て国内の戦略的新興産業の発展をサポートするよう取り組んできた。昨年に中国科学院は「国家戦略的新興産業支援行動プラン」枠組みの下の229の重点プロジェクトを実施し、技術の研究開発と特許権出願で進捗を見せている。この中、▽49のプロジェクトでコア技術の突破、▽75のプロジェクトで完全な技術体系の形成、▽37のプロジェクトで企業の主導する製品・システムの開発、▽28のプロジェクトで特許の移転—を実現した。229の重点プロジェクトで昨年、特許出願387件を含めた専利（実用新案、意匠も含む）500件が出願された。

（出典：国家知識産権網 2013年4月2日）

★★★2. 林業植物新品種の出願が千件突破、登録が500件★★★

林業知的財産権戦略の実施により、中国の林業分野における知的財産権創造力が目覚ましく向上している。2012年末時点の林業植物新品種の総出願件数が1000件を突破し、総登録件数が500件に達した。国家林業局の関係者が3月27日、明らかにした。

同関係者によると、2012年に提出された林業植物新品種出願は観賞植物101件を含めた148件で、総出願件数は1010件に達した。この内、外国からの出願は2012年に26件、累計223件だった。

昨年は137件の出願について初歩審査を行い、96品種について特異性、一致性、安定性の現場審査を終了した。通年で登録が認められた植物新品種出願は169件、植物新品種制度を導入して以来の累計登録件数は500件に達した。

（出典：国家知識産権網 2013年3月29日）

★★★3. 増加し続ける知的財産権担保融資、昨年は約380億元★★★

中国の知的財産権担保融資の規模は昨年、一段と拡大し、通年で専利権担保融資が141億元、商標権担保融資が214.6億元、著作権担保融資が27.51億元、総額383.11億元に達した。国家知的財産権戦略実施活動に関する部門間連絡会議弁公室が明らかにした。

昨年に国家知識産権局は全国28地域で知的財産権担保融資のパイロット事業を展開

し、10省、5市、8つのハイテクパークで企業と金融機関のマッチング会を開催し、知的財産権投融資サービス連盟を設立するなどして知的財産権投融資活動の全面的推進に取り組んできた。

商標権担保融資分野では2008年から2012年までの商標権担保登録申請が1869件、総融資額が664億6000万元で、昨年だけで214億6000万元に達した。

昨年の著作権担保登録は773のソフトウェア・作品に係る146件で、関連融資総額が27億5100万元に達した。この中に成約額が1億元の担保契約もあった。

部門間連絡会議弁公室の関係者によると、今年に国は知的財産権に係る投融資政策を改善し、商業銀行による担保融資業に対する指導意見を作成するほか、20の知的財産権投融資サービスプラットフォームを構築し、知的財産権の許諾権と株主権などを組み合わせた新しい担保融資モデルのパイロット事業を実施する予定。

(出典：国家知識産権網 2013年3月29日)

○ その他知財関連

★★★1. 福建省、51校で知的財産権普及パイロット事業が終了、全て目標達成★★★

福建省知識産権局と省教育庁、省科学技術協会はこのほど、2012年に知的財産権普及パイロット事業の満期を迎えた小中学校51校に対する評価、審査を行なった結果、51校全ては当初の目標を達成したことがわかった。

福建省は「国家知的財産権戦略綱要」の実施に合わせて、小中学校の生徒達の知的財産権・イノベーション意識を育成させるための知的財産権普及教育パイロット事業を2008年より始動させた。省知識産権局、教育庁、科学技術協会が2008年に共同で作成した活動プランに基づき、省内の小学校35校、中学校46校を対象に実施してきた。今回の審査を通過した51校は2009年、2010年にモデル校に指定されたもので、学校における知的財産権普及教育が大いに促進されたと評価されている。

(出典：国家知識産権網 2013年4月15日)

★★★2. 産業グレードアップ研究報告、「知的財産権立国」への転換期だと指摘★★★

国内の産業グレードアップに関する報告書「2013年中国産業グレードアップ研究」が6日、海南省博鳌（ボアオ）で開催されたボアオ・アジアフォーラム2013年度年次総会で発表された。中国でこうした報告書が発表されたのは今回が初めてのケース。

報告書は、現在、世界経済の構造は大きく調整する時期にあり、新技術、新しい産業、新しい傾向は絶えず現れて、先進国は次から次へと、「技術戦略」から「標準戦略」へ、「技術立国」から「知的財産権立国」へと転向を図ろうとしていると指摘した。

同報告書は、巨大な国際競争の圧力、独自の知的財産権を備えた技術の不足などは、中国の産業構造がグレードアップする上で避けられない課題だと指摘。現在の中国はコア技術の50%以上を海外に頼っており、米国や日本の5%前後をはるかに上回る割合だ。これまでの低コスト競争における優位性が徐々に弱まっており、中国はイノベーション能力を強化して産業構造の最適化・グレードアップを推進し、新しいコア競争力を形成しなければならないという。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年4月8日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved